

事前相談申込書

公益社団法人滋賀県防犯協会会長
 一般社団法人京都府防犯設備協会会長 様
 公益社団法人滋賀県建築士会会長
 滋賀県防犯設備士協会会長

当社は滋賀県防犯モデルマンション登録制度の趣旨を理解し申請者から委任を受け、必要図面等を不備なく揃えた上
 事前相談の申込を致します。

申込日 年 月 日

事業主・売主 (申請者)	社 名		
	所在地		
	代表者		
	TEL		
申込者 <small>申請者に委任された人</small>	社 名		
	所在地		
	TEL		FAX
	担当者氏名		携帯番号
マンション概要	マンション名		
	所 在 地		
	交 通	最寄駅	徒歩 分
	敷地総面積		
	延床総面積		
	分譲・賃貸別	*分譲 *賃貸	総住戸数 戸
	規 模	地上 階 地下 階	
	着工予定日		
	竣工予定日		
引渡し予定 年月日			
事前相談料 請求書宛名			

- 【事前相談手数料】 44,000 円 手数料は負担にてお振込頂きますようお願い申し上げます。
- 【事前相談日程】 滋賀県防犯協会指定日時 【場所】 滋賀県防犯協会事務局
- 【申請断念】 申請をしない場合は事前相談料はお返し致しませんのでご了承ください。
- 【事前相談有効期限】 未申請の事前相談有効期限は事前相談日から 1 年間です。期限を超えた物件は
 協会規定の手数料をお支払の上、現行審査基準に則した事前相談が再度必要となります。

お申込先・お問合せ先
 公益社団法人滋賀県防犯協会 事務局
 大津市打出浜 1 番 10 号 警察本部北棟内
 電話 077-525-6529 F A X 077-525-6556
 E-Mail: info@bouhan-shiga.or.jp

【事務局記載欄】

受付番号日・NO		
担当審査委員	防犯設備士	
	一級建築士	
事前相談日時		
事前相談料入金日		

委 任 状

住所

法人名

氏名

連絡先

を代理人と定め、下記物件に対し滋賀県防犯モデルマンション登録制度（申請及び登録、標章受領交付）に関する一切の権限を委任いたします。

記

マンション名

所在地

委任者

住 所

法人名

氏 名

連絡先

印

年 月 日

滋賀県防犯モデルマンション申請に伴う重要事項確認書

公益社団法人 滋賀県防犯協会長 殿

私儀、この度、防犯モデルマンション（仮称）「」を申請するにあたり、下記の重要事項について確認しましたので本書を提出いたします。

記

- 1 「滋賀県防犯モデルマンション登録制度」における制度概要・事前相談料・審査手数料・登録料・認定基準等に関する主旨や規定等をよく理解し、認定基準等を遵守した（「認定基準チェック表」の「チェック結果」の欄にチェックを入れて確認）したうえで、申請書類及び図面を5部不備なく揃え、申請を行うこと。
また、建具製作図や各加工図の承認後や内装仕上げ後の申請となる場合は、書類審査や中間現地審査において審査委員から指導を受けた必要な対策についてはすべて受託し履行すること。
- 2 事前相談は、認定基準に準じてセキュリティーラインを中心に防犯対策の確認と申請者側からの質疑に応答する機会として申請までの書類及び図面作成を円滑に進めるために開催するもので、事前相談での指摘事項が審査結果ではなく、申請した上で書類審査や中間現地審査において精査後の指導を受けること。
- 3 事前相談日から1年間の期限を超えた物件は、協会規定の手数料を支払った上、現行認定基準に則した事前相談を再度申し込み、指導を受けた上で申請すること。
- 4 申請申し込みの際、必要書類及び申請用図面に不備があった場合は、すべて不備無く揃うまで受理されないこと。
- 5 申請者（代理人等を含む）の都合により、審査途中に申請を取り下げた場合には、如何なる審査段階にあっても規定に基づき、審査手数料の返還は行わないこと。
- 6 事前相談時より申請までの間及び申請後の設計、施工途中に防犯審査に関する設計変更は、その都度速やかに担当審査員に報告の上、適否の確認を取ること。また申請者の報告及び適否の確認の遅延により、最終現地審査等において審査委員から指導を受けた必要な対策についてはすべて受諾し履行すること。
- 7 申請後は3名の担当審査員とよく連絡を取り合いお互い齟齬がないように努め、期間内に審査が終了し「登録」できるよう協力すること。また最終現地審査でしか防犯対策の要否が判断できない場合があるので、できる限り現地で自主審査を実施し、担当審査員に相談すること。自主審査で見落としした箇所については、最終現地審査で審査委員から指導を受けた必要な対策については、受諾し履行すること。
- 8 中間現地審査及び最終現地審査の日程は1ヶ月前までに担当審査委員に連絡し、日程調整を受けること。
- 9 最終現地審査時は外構廻りを含め、認定基準に示す全ての箇所が完成していること。また防犯カメラの画角調整の指導に対応するため、カメラ施工業者が立ち会うこと。但し、最終現地審査時に施工の遅延により審査が出来ず後日審査となる場合は、協会規定により手数料が必要となること。

年 月 日

申請者（又は申請代理人）

社 名

電 話

氏 名

印